

伊方1、2号炉の廃止措置計画変更に対するコメントリスト

No.	コメント受領日	提出資料名(該当ページ)	コメント内容	回答方針	回答資料	回答時期
1	2022/4/6	廃止措置計画変更に係る申請の概要について【資料1】(P.2,7)	使用済燃料輸送容器、使用済樹脂計量タンクおよび補助遮蔽、使用済樹脂移送容器について、性能維持施設に追加するように判断した理由を説明すること。(現状資料には「他電力の審査内容反映」としか記載されていない。)	・使用済燃料輸送容器等は、可搬型の一時的に使用する設備であり、性能維持施設に記載していなかった。 ・今回追加することとした判断理由としては、「使用済燃料等の運搬に今後も使用する予定である」ことを追記する。	・廃止措置計画変更に係る申請の概要について【資料1】(P.2~7)	2022/4/27
2	2022/4/6	廃止措置計画変更に係る申請の概要について【資料1】(P.2,7)	今回、性能維持施設に追加した、使用済燃料輸送容器、使用済樹脂計量タンクおよび補助遮蔽、使用済樹脂移送容器について、これまでの使用実績、維持管理方法等について説明すること。	・補足説明資料に維持管理の状況と廃止措置段階における使用実績及び今後の使用予定をまとめる。	伊方発電所2号炉使用済燃料輸送容器等の維持管理状況等について【資料2】(P.1)	2022/4/27
3	2022/4/6	廃止措置計画変更に係る申請の概要について【資料1】(P.15)	1号炉から発生する放射性液体廃棄物を2号炉経由で放出することに伴う、2号炉放射性液体廃棄物の年間放出量の算定根拠を説明すること。 合わせて、年間放出量と放出管理目標値の関係についても説明すること。	・補足説明資料に年間放出量の算定根拠、年間放出量と放出管理目標値の関係、2号炉の年間放出量を変更しなくても影響はないことをまとめる。	伊方発電所1号及び2号炉の放射性液体廃棄物の年間放出量等について【資料3】(P.1~3)	2022/4/27
4	2022/4/6	廃止措置計画変更に係る申請の概要について【資料1】(P.16)	性能維持施設としての維持台数を2台としている原子炉補助建家排気ファンについて、廃止措置作業の状況に応じて1台運転でも運用できるよう、保守的な実効線量の評価を行っているが、ファンの運用方法については補足説明資料として追加し説明すること。	補足説明資料に平常時被ばく評価および性能維持施設の維持台数の考え方を踏まえた、解体工事期間中における補助建家排気ファンの運用方法をまとめる。	・1号及び2号炉解体工事準備期間中における原子炉補助建家換気設備の運用について【資料4】(P.2)	2022/4/27
5	2022/4/6	廃止措置計画変更に係る申請の概要について【資料1】(P.8)	1、2号炉の使用済燃料の譲渡および管理に係る全体の方針について、3号炉使用済燃料ピットの貯蔵量推移および乾式貯蔵施設への輸送計画等も含めて説明すること。	・伊方2号炉廃止措置計画認可申請に係る審査会合(令和2年7月2日)において説明した資料を一部更新した上で説明する。	・伊方発電所1号炉及び2号炉廃止措置計画における使用済燃料搬出方針について【資料5】(P.1~3)	2022/4/27
6	2022/4/6	使用済燃料輸送容器への漏えい燃料の収納に係る影響評価について【資料5】	使用済燃料輸送容器について、過去の容器承認番号および構内輸送容器としての申請経緯および保管方法ならびに対象となる漏えい燃料の情報等について補足説明資料に追記すること。	・補足説明資料に使用済燃料輸送容器の容器承認番号、申請経緯および保管方法について追記する。 ・補足説明資料に漏えい燃料の調査結果やシッピング検査時期を追記する。	・伊方発電所2号炉使用済燃料輸送容器への漏えい燃料の収納に係る影響評価について【資料6】(P.1~3, P14)	2022/4/27
7	2022/4/6	使用済燃料輸送容器への漏えい燃料の収納に係る影響評価について【資料5】	使用済燃料輸送容器については、容器承認を取得した条件と異なる燃料を運搬することになるが、汚染や手続き上の問題がないことを説明すること。	漏えい燃料の構内輸送が容器承認に係る規則(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則)に影響しないことを補足説明資料に追記する。	・伊方発電所2号炉使用済燃料輸送容器への漏えい燃料の収納に係る影響評価について【資料6】(P16)	2022/4/27
8	2022/4/6	廃止措置計画変更に係る申請の概要について【資料1】(P.19,20)	1号炉の廃液蒸発装置を今後使用しないということであれば、1号炉側を廃止することを資料上に明記すること。(廃止措置計画に記載する必要はない。)また、廃棄物の発生量および処理量の観点で問題ないことを説明すること。	・1号炉の廃液蒸発装置は今後使用しないため、廃止することを明記する。 ・1、2号炉それぞれ1基ずつ合計2基の廃液蒸発装置のうち、維持台数1基で申請し、1基は予備機として運用していたが、これまでの運用実績等から元々の維持台数である1基のみで今後の廃液処理は可能と判断した。	・廃止措置計画変更に係る申請の概要について【資料1】(P.19) ・1号炉海水ポンプ廃止に伴う2号炉海水ポンプによる海水供給について【資料7】(別紙-1)	2022/4/27
9	2022/4/6	廃止措置計画変更に係る申請の概要について【資料1】(P.9)	1号炉海水ポンプ廃止に伴う2号炉海水ポンプからの海水供給について、概略系統からは工事規模等が不明確であるため、追加範囲の工事規模がイメージできるよう資料を修正すること。 また、法令上の位置づけについても説明すること。	・補足説明資料に工事規模がイメージできるよう平面図等を追記する。 ・法令上の位置づけについて、廃止措置計画や既許認可への影響を別紙にて説明する。	・1号炉海水ポンプ廃止に伴う2号炉海水ポンプによる海水供給について【資料7】(P.4~5、別紙-2)	2022/4/27
10	2022/4/6	廃止措置計画変更に係る申請の概要について【資料1】(P.21)	廃止措置計画の変更内容のうち、運用に係る内容については、保安規定の該当箇所や社内マニュアルで担保する箇所を整理して説明すること。	・廃止措置計画の変更等に伴う保安規定の変更対象条文等を整理し、補足説明資料として追加する。	・廃止措置計画変更等に伴う保安規定等への影響について【資料8】	2022/4/27